

傍聴・取材に関する注意事項

島根県海岸保全基本計画検討委員会(第2回)

1. 傍聴・取材する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴又は取材(以下「傍聴等」という。)を希望する方は、13:15～13:25 に会場にお越しください。係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員(10名)になり次第受付を終了します。

2. 会議の秩序の維持

- (1) 会議の傍聴等にあたっては、委員長又は係員の指示に従ってください。
- (2) 会議の傍聴等にあたって守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。
- (3) 原則、委員会の内容は公開としていますが、非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。

3. 会議の傍聴等にあたって守っていただく事項

- (1) 会議開催中は静粛にし、拍手その他の方法により、公然と意見を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話、PHS、スマートフォン等はマナーモード等に設定のうえ、会場内において使用しないこと。
- (4) 会場において、議事開始後の写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (6) 喫煙は所定の場所で行うこと。